

令和7年度内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府調達改善計画の上半期自己評価結果について(概要)

計画に盛り込まれた主な事項		取組結果
【共通的な取組】		
○一者応札の改善		
・ 一者応札の事前審査・事後評価の実施・強化。		・ 調達予定案件の事前公表（前年度に一者応札だった案件はその旨が分かるように記載）、十分な履行期間を確保したうえで公表・公告期間を原則30日以上確保、受注実績・資格要件の緩和、メルマガによる積極的な情報発信及び過去の成果物について仕様書にURLの明示等を実施。
→ 競争参加者を確保、発注条件の緩和や事前調査により一者応札の解消を目指す。	→	→ 前年度一者応札であった案件について、7年度上半期において、 <u>175件のうち51件を改善（前年度継続案件の29.1％）</u> （6年度上半期は176件のうち61件を改善（前年度継続案件の34.7％））。
→ 上記取組の意識をより高めるため、複数年連続して一者応札となった案件から数件抽出し、要因分析を行った上でHPへの公表。		→ 第三者機関である入札等監視委員会において一者応札を重点的に監視することになっていることから、7年度に審議された一者応札の調達について、前年度においても一者応札であったものを抽出して検証し、議事概要をHPIに公表。
→ 不落（及び不調）となった個別案件の要因分析と再発防止・抑止のための取組を実施。 ※入札への参加は事業者の自由意志であることから、不調については可能な範囲での実施。		→ 入札参加者や参考見積り提出業者にヒアリング等を実施し、不落（及び不調）となった要因を把握するとともに、引き続き再発防止・抑止策を実施。
○調達事務のデジタル化の推進		
→ 競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資するため、一連の調達手続において、原則、電子調達システムを利用する。	→	→ 入札案件487件を調達ポータルに掲載することで電子入札を可能とした。 電子入札率は6年度上半期67.1％（334件／498件）から7年度上半期71.7％（349件／487件）に、電子契約率は6年度上半期91.0％（304件／334件）から7年度上半期96.6％（337件／349件）に向上した。 なお、本件数／利用率は、システムによってデジタル庁が抽出したものである。
【重点的に調達改善に取り組む分野】		
○中小企業者の受注機会の増大		
・ 調達するサービスの質に与える影響に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努める。	→	・ 1者応札にならないよう留意しつつ、予定価格が1,000万円を超えない15件について、資格要件をC及びDに限定して入札を実施した。（6年度上半期は8件実施）。
○調達手法の改善（随意契約への移行）		
・ 一者応札が継続している案件の随意契約への移行等。	→	・ 新規に随意契約（公募）に移行した4件について、価格交渉を行った結果、<u>事業者の当初提示額に比べ148万円削減</u>（6年度上半期279万円）。
○価格交渉の推進		
・ 「随意契約における価格交渉の推進・検討チーム」における取組や、外部専門家（デジタル統括アドバイザー等）の助言による価格交渉の推進。	→	・ 「価格交渉シート」に価格交渉経緯の記録やデジタル統括アドバイザー等の助言による見積額の精査、仕様のスリム化等を実施。
→ 当初提示額から前年度以上の削減を目指す。		→ <u>事業者の当初提示額に比べ約42.2億円を削減</u> （6年度上半期約21.3億円）。
○総合評価の効果的な活用		
・ システム関係の調達については、基準額以下の調達においても総合評価落札方式（加算方式）を活用。	→	・ システム関係の調達については、総合評価落札方式による調達を29件実施した結果、プロジェクト管理能力、システム開発、運用能力、セキュリティ、担当者のスキル及び費用対効果等を総合的に判断した適切な調達ができた。
・ 可能なものについては、提案書の審査項目に過去の受注実績や経験・実績を過度に評価しない。		・ 入札参加者の参加機会の確保、競争性の維持を図った。
【その他の取組】		
○システム関係経費		
・ デジタル統括アドバイザー等の助言を含め、仕様の適正化や経費の内容を精査。 ・ 国庫債務負担行為での複数年契約の実施。 ・ 運用保守業務等の月払いへの変更（中小企業の参入や入札参加者の増加を目指す）。	→	・ 仕様書や事前見積もり等を精査、調達の適正化。 ・ 国庫債務負担行為による複数年契約を7件実施し、システム開発と保守を一体で契約するなど、調達事務の負担軽減に取り組んだ。
→ 引き続き「システム関係」の調達における経費の適正化を目指す		
○庁費類（汎用的な物品・役務）の調達		
・ 汎用的な消耗品や役務契約を対象に引き続き幹事官庁として共同調達を実施。	→	・ 17品目の共同調達を幹事官庁として実施、参加官庁の事務負担を大幅に軽減。
○調達等の専門家の養成・外部専門家の活用		
・ 専門的な仕様書や予定価格の作成等において外部専門家を活用し、職員のスキルの向上を図る。 ・ 民間企業等の調達手法を研究し、活用できるよう検討。 ・ 専門性の高い事業について、民間コンサルティング会社等の履行監理等を活用。 ・ 研修の実施。	→	・ 民間コンサルティング会社等の専門的知見を活用した調達手法・履行監理により、適切な契約金額等となっているか確認。
→ 調達経費の削減及び調達担当者の能力向上。		
○旅費業務の効率化		
・ 「旅費業務の標準的な取扱い」（2024年12月各府省等申合せ）に基づき、旅行者への旅費支払いの迅速化を図る。また、改正旅費法に準拠した手引書の改定及び周知を行い、担当職員の事務の効率化を図る。	→	・ 旅行手配等のアウトソーシング実施による事務負担の軽減。